

(別紙要望先) 様

要 望 書

平成 30 年 月 日



連携の絆を深め、輝く明日へ

北海道中小企業団体中央会

景気は、我が国全体としては緩やかに回復しているとされ、先行きについてもこの基調が続くことが期待されているものの、通商問題や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動に加え、相次いでいる自然災害の経済に与える影響に留意が必要な状況にあります。

本道においても基調としては、緩やかに回復しているとされていますが、地域では人口減少が進んでいることや主要産業の不振から経済活動が停滞しており、さらに深刻化する人手不足の影響もあり、景気回復や好循環は実感できないという声が依然多く、中小企業・小規模事業者の経営環境は厳しい状況から脱しきれていません。加えて、来年10月には消費税率の引上げと複数税率の導入が予定され、その影響が強く懸念されています。

こうした中、当会は去る8月8日、札幌市において「中小企業団体全道大会」を開催し、中小企業・小規模事業者と地域経済が直面する課題の解決に向けた決議を全会一致で採択しました。

また、その後に発生した胆振東部地震と長時間にわたる大規模停電は全道に甚大な被害をもたらし、生産活動や消費行動への影響が長期化することが懸念されるなど、中小企業・小規模事業者の経営と地域経済の先行きに不安を与えています。

つきましては、こうした状況を踏まえ、中小企業・小規模事業者に対する支援策や景気経済対策の拡充とそのための必要十分な予算を措置し、次の事項の実現が図られるよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

北海道中小企業団体中央会
会長 尾池 一仁

要望項目

◆北海道胆振東部地震の復旧・復興に関する要望 ・・・ 1

◆中小企業・小規模事業者の復興・発展に関する要望

I 景気・地域経済対策 2

II 人材・雇用対策 5

III 中小企業・小規模事業者対策 7

IV 官公需対策 10

V 商店街対策 12

◆北海道胆振東部地震の復旧・復興に関する要望

1 停電による損害に対する支援措置

地震の直後に発生した道内全域に及ぶ長時間の停電により、多くの中小企業・小規模事業者が商品や原材料等の廃棄、売上等の減少を余儀なくされていることから、それにより被った損害を補填する支援措置を講じること。

2 ものづくり補助金の優先採択

地震及び停電で被害を受けた中小企業・小規模事業者が設備投資を行うためにものづくり補助金を利用する場合には、優先的に採択すること。

3 事業継続のための非常用電源の設備に対する助成

災害により停電が発生した場合の事業継続体制を構築するために、自家発電装置や蓄電池などの非常用電源を設備する中小企業・小規模事業者に対し、経費を補助する制度を措置すること。

4 再生可能エネルギーの活用体制の整備

安定した電力供給を確保するため、平常時はもとより災害時においても風力、太陽光、バイオマスなど再生可能エネルギーを十分活用できる体制の整備を図ること。

5 消費税率の引き上げの慎重判断

地震及び停電の発生後、生産や個人消費が落ち込み、好調だった観光にも大きな影響が生じていることにより、これまで持ち直しているとされてきた道内の景気の後退が懸念されることから、来年10月に予定されている消費税率の引き上げについては、再々延期も含め、慎重に判断すること。

◆中小企業・小規模事業者の振興・発展に関する要望

I 景気・地域経済対策

国内の景気は、全体として緩やかな回復が続いているとされているが、地域の中小企業・小規模事業者の多くが景気回復や好循環を実感できるまでには至っていない。

地域では、産業構造の変化等による基幹産業の衰退、少子・高齢化や人口減少、気候変動の影響や大規模な災害の発生に伴う一次産業への打撃などにより経済が停滞する中、JR 北海道の路線縮小も追い打ちをかける状況にあることから、地域をこれ以上疲弊させないよう、地域経済の担い手である中小企業・小規模事業者はもとより、農林水産業を含めた幅広い産業活動を活性化させなければならない。

そのために、早急に経済を底上げする対策を一層強力に講じながら、産業ごとの強みを生かした付加価値の高い地域産業の形成を図る政策を推進するとともに、そのために欠かせない道路、鉄道などの物流・交通網や電力インフラの維持、拡充にもこれまで以上に注力すること。

1 地域に好循環を波及させる実効ある景気対策

広範な業種や地域の中小企業・小規模事業者が経済の好循環を実感でき、その効果が持続する、実効ある景気対策を強力に実行するための十分な予算を措置すること。

2 公共事業の確保と計画的な実施

公共事業の発注量を確保するとともに、安定的かつ長期にわたる発注を計画的に行うこと。特に建設関連産業の持続的発展と地域の社会資本の整備や防災・減災の強化のため、必要十分な予算を措置すること。

また、地場産木材など地域産品を積極的に活用することにより、公共事業の効果をより広く波及させること。

3 消費税率引き上げとインボイス制度導入の慎重判断

消費税率引き上げは、地域に景気回復が十分に及んでいないことから再延期も含め慎重に判断すること。また、軽減税率とインボイス制度については、小規模事業者などに過度の事務負担を強いるとともに、事業の継続を脅かしかねないことから、検証を十分に行った上で、導入しないことを含め慎重に判断すること。

また、簡易課税制度並びに事業者免税点制度の適用範囲の拡大を図ること。

4 地域の再生に向けたきめ細やかな対策

基幹産業の衰退や不振が続く地域をこれ以上疲弊させないよう、国や自治体は相互の施策の有機的連携を図り、中小企業・小規模事業者の事業活動を維持・活性化させ、事業者の持続的な発展と地域の再生に向けたきめ細やかな対策を講じること。

5 北海道全域の強靭化の推進

近年、大規模地震や豪雨など自然災害とそれに派生した二次災害が全国各地で発生し、住民の生命や財産、地域の生活・産業基盤に甚大な被害が生じているが、気候変動に伴ってそのリスクは増大していることから、防災インフラの整備はもとより、災害に強い地域づくりを強力に推進すること。

6 ものづくり産業への支援の強化

北海道経済を底上げするためには、付加価値の高い生産活動を行う製造業を育成し、そのウェイトを高めることが不可欠であることから、技術力や企画力の向上など競争力の強化や道外企業とのマッチング、企業立地の推進など、ものづくり産業の振興のための施策を一層強化すること。

7 「食」と「観光」の飛躍的発展に向けた振興策

「食」と「観光」は、北海道経済を牽引する有望産業であることから、道産食品の輸出1500億円や外国人観光客500万人の早期達成に向け、対策予算を増額するなどより積極的に支援すること。

また、外国人観光客の受入体制の整備や民泊施設の適正な運用などの対策を講じること。

8 環境変化に対応した水産業・林業関連事業者対策

水産業については、主要魚種の不漁などにより水産加工業など関連事業者の経営環境が悪化していることから、経営改善などの補助金の柔軟な運用に配慮すること。

林業については、人工林の伐採時期の到来を見越し公共建築物等への積極的な活用を図るとともに、森林整備事業の推進体制を強化すること。あわせて、木材加工業等の事業の活性化に向けた支援を強化すること。

9 低廉で安定的な電力供給に向けた早急な対策

全国で最も高い電気料金は、中小企業・小規模事業者の収益を圧迫し、消費経済にも影響を及ぼしていることから、安定的な電力の供給と料金の引き下げを図るための早急な対策を講じること。

また、バイオマスをはじめとする未利用資源や風力、小規模水力など再生可能エネルギーの活用を拡大し、資源循環型社会の実現に向けた施策を強化すること。

10 道路交通機能の維持、強化

地域の活性化、農林水産物をはじめとする物流の効率化、観光などの旅客輸送力の強化、トラックドライバー等の労働条件の改善などに寄与する高規格道路網の整備拡大を図るとともに、国道など幹線道路における災害時の素早い情報提供、緊急輸送体制の整備、早期の復旧工事など道路交通機能の維持・強化を図ること。

11 地域鉄道網の維持と新幹線の早期延伸

JR北海道の営業縮小や路線廃止は、地域に暮らす人たちの不安を助長し、人口流出を加速させるなど地域をさらに疲弊させることから、方針の見直しを行わせるとともに、同社の経営改革に向けた対策を地元自治体と連携を図りながら講じること。

また、東北・関東圏との人・物の交流拡大により北海道経済を活性化し発展させるため、北海道新幹線の札幌への延伸を可能な限り早めること。

II 人材・雇用対策

少子・高齢化、働き手の道外流出などにより生産年齢人口が減少する一方で、新規学卒者など若年者の大企業志向や早期離職などもあり、中小企業・小規模事業者の人手不足は深刻さを増している。

ことに建設、運輸、製造など現業・技能系の労働力を必要とする業種においては、業務の実施に支障を来し、経営を搖るがしかねない大きな問題となっている。

こうした状況下で、中小企業・小規模事業者が働き手を確保するためには、労働条件や就業環境を改善するとともに、多様な働き方を求める人材の受け入れに努めていく必要がある。

一方、働き方改革関連法の成立に伴い、中小企業・小規模事業者は自らの事業場での対応ばかりでなく、取引先である大企業の働き方改革の影響も受けかねない立場にあることから、中小企業・小規模事業者の実情を踏まえた人材・雇用対策を総合的に講じること。

1 人材確保、育成、定着のための支援策の強化

労働力人口の減少を見据え、中長期的視点に立った人材の確保、育成、定着のための総合的施策を講じるとともに、特に、技能・技術人材の確保のために、実践的職業訓練や資格取得の助成などを大幅に強化すること。

また、地域の中小企業の外国人材採用機会を拡大するため、国際化促進インターンシップ事業の国内留学生枠や説明会を増加させること。

2 働き方改革実行に際しての中小企業・小規模事業者への配慮

働き方改革への対応は、生産性の向上や労働条件の見直しに伴うコストの増加により経営を圧迫する可能性があることに加えて、働き方改革を進める取引先の大企業からのしわ寄せも危惧されることから、中小企業・小規模事業者の実情を考慮した環境整備を図る

こと。また、国等で試行している建設業現場における週休2日の確保については、下請となる中小企業・小規模事業者に影響が生じないよう十分配慮すること。

3 若年者の就業対策の強化

新規学卒者の就職内定率は過去最高水準にあるものの、中小企業・小規模事業者への関心が低く、業種に対する偏見なども見られるに加え、就職後も早期に離職する割合が高いことから、学齢期からの職業観や就業意識の醸成を図るとともに、職場定着を促す対策を強化すること。

4 就職者に対する奨学金返還支援制度の創設・拡大

新規学卒者等が地域の事業所に就職し、定着するよう学中に貸与を受けた奨学金の返還支援制度の創設・拡大を図ること。
また、中小企業・小規模事業者の事業所に就職した場合には、優遇措置を講じること。

5 女性・高年齢者の雇用促進策

質・量の両面で不足する労働力を補うため、経験・技術を有する人材や働く意欲の強い人材が少なくない女性や高齢者が、就業しやすい条件や環境の整備など多様な働き方に対応するための支援策を強化すること。

6 外国人技能実習制度の効果的運用と新たな在留資格制度の創設

外国人技能実習制度を効果的に活用できるよう、適正に事業を実施する管理団体、実習実施機関にとって過度な負担となっている提出書類を簡素化するなど、手続の迅速化を図ること。

また、政府の骨太方針で示された、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設に当たっては、幅広い業種を対象にすること。

7 資格取得における要件緩和及び助成制度の創設

技術・技能人材が絶対的に不足する中、必要とする免許や資格取得の年齢や経験年数等の要件について現実的な見直しを図るとともに、養成や受験のための助成を拡充すること。

III 中小企業・小規模事業者対策

中小企業・小規模事業者は地域の経済と雇用を支えるとともに、地域を活性化させ、発展に導く原動力であるが、産業構造の変化や人口減少など事業環境が悪化する中で、活力の低下が懸念されている。

地域に漂う閉塞感を打開し、経済の好循環をつくり出し、持続的発展を可能にしていくためには、中小企業・小規模事業者の事業活動を活発化させることが何よりも重要であることから、経営基盤の強化、人材の確保、資金調達の円滑化、経営革新や生産性向上などを促進させるための支援策を拡充するとともに、その妨げとなっている問題を解消するための積極的な対策を講じること。

1 「ものづくり補助金」の継続実施

ものづくり補助金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上や経営力の強化を促すとともに、地域経済の活性化にも大きな役割を果たしてきたが、好循環が十分に行き渡らない状況の中で、消費税率の引き上げも迫っていることから、引き続き前向きな設備投資を促進させるために継続実施するとともに基金事業とすること。

同時に、応募事業者の計画作成などに対する認定支援機関の積極的かつきめ細やかな支援の促進を図ること。

2 中小企業連携組織対策事業の推進

中小企業・小規模事業者の事業を活性化させ、持続的に発展させていくためには組合など連携組織による共同事業の取組が有効であることから、中央会の中小企業連携組織対策事業を強化するため、十分な予算措置を講じること。

3 外形標準課税の中小企業への適用拡大の反対

法人事業税の外形標準課税の中小企業・小規模事業者への適用拡大は、大企業に比べ労働分配率が相当に高い中小企業・小規模事業者の従業員給料にも課税され、賃上げを難しくするなど景気や雇用にも大きな影響が及ぶことから、絶対行わないこと。

4 事業承継を円滑化させるための対策の一層の強化

事業承継については、親族や従業員など後継者に対する贈与や相続の税制面の措置に加え、金融機関借入金について経営者保証に関するガイドラインの徹底を図るなど、円滑化のためのより幅広い対策を講じること。

また、廃業を選択させないために、M&Aを活用して事業を継続させる場合の支援策を拡充すること。

5 事業継続計画の策定等に対する支援の強化

中小企業・小規模事業者は、大企業と比較して事業継続計画（B C P）に対する認知度が低く、計画策定も少ないことから、普及促進のための周知啓発にとどまらず、BCP作成の費用負担を軽減するなどの支援策の拡充を図ること。

6 中小企業振興基本条例等の制定促進

中小企業・小規模事業者は、地域の経済と雇用を支えるとともに、地域を活性化させ、発展に導く原動力であるが、多くの市町村でその活力の低下が懸念される状況にあることから、中小企業振興基本条例の制定を促し、積極的な振興策の展開が図られるようにすること。

7 事業活動を促進するための支援策の強化

中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を図るとともに、経営革新、生産性向上やIT化、海外展開、創業の促進など事業活動を促進するための切れ目のない支援策を講じること。

8 政策金融の機能の維持・強化

中小企業・小規模事業者に対する災害時や経済環境の急変時の円滑な資金供給はもとより、ふだんにおける前向きな事業展開を促すためにも、政府系金融機関や信用保証協会などによる政策金融機能を維持・強化すること。

また、政策金融をはじめ既存政策の見直しや新政策を検討する有識者会議等を設置するときは、中小企業・小規模事業者の実情に即した意見を述べることができる人選に配慮するとともに、その意見は適確に反映されること。

9 地域金融機関の役割機能の発揮

中小企業・小規模事業者の成長を支える重要な役割を担う地域金融機関に対し、取引先のニーズに的確に応えられる人材の確保やスキルの向上などコンサルティング機能の一層の強化を求める。

また、経営者保証に関するガイドラインの徹底を求め、中小企業・小規模事業者の前向きな事業展開の促進や事業承継の円滑化を図ること。

IV 官公需対策

国は毎年度「中小企業者に関する国等の契約の方針」を閣議決定し、道も同様に「中小企業等に対する受注機会の確保に関する推進方針」を策定し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のため、各般の手立てを講じているが、それぞれの契約現場での意識は高まっておらず、中小企業・小規模事業者への発注は十分とはいえない状況にある。

官公需適格組合制度や国及び道の方針の趣旨を出先機関を含めた発注部局や市町村に対して周知徹底とともに、分離・分割発注や適正価格発注などの推進を図り、地域の経済・雇用に重要な役割を果たしている中小企業・小規模事業者の官公需の受注対策を強化すること。

1 受注機会の確保と増大

国及び道の「方針」における契約目標が達成されるよう趣旨を徹底し、発注時期や発注量の平準化に努めるとともに、実行状況を管理監督し、不十分な場合は是正勧告を行うこと。

また、印刷発注等に伴って生じる知的財産権は、権利範囲を書面で明確にし、受注者の財産的価値の保全に留意した契約内容とするよう周知徹底を図ること。

2 官公需適格組合制度の活用と点数加算制度の適用

官公需適格組合に対する認知度が低い機関が散見されることから、国、自治体すべての発注部局に周知徹底するとともに、発注機関と官公需適格組合との懇談の場を設けるなどして意識を高めさせること。

また、競争参加資格審査の格付けは、組合の点数に審査対象組合員の点数を加算する「総合点数の算定特例制度」が設けられていることから、積極的に適用すること。

3 分離・分割発注の推進

各発注機関は、地域に密着し、地方自治体と防災に関する協力協定を締結するなど地域に貢献している地元の官公需適格組合及び中小企業・小規模事業者に向けた契約目標が確実に達成されるよう、品目を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間で分割するなど、分離・分割発注を積極的に行うこと。

4 適正な単価設定による発注

予定価格の積算は、受注者が一定の収益を確保できるよう最新の実勢価格等を踏まえ、適正な単価設定に努めること。特に、市況の変動が激しい燃料、原材料単価や人材が確保しづらい労務の単価は十分に配慮するとともに、人件費率の高い役務等の契約においては、最低賃金改定に合わせて人件費単価を見直すこと。

5 最低制限価格制度の適用の拡大

競争入札において、過度な低価格の入札があった場合、契約内容を確実に履行できるかを精査する、低入札価格調査制度を積極的に適用すること。

また、採算を度外視した入札を予防し、適正価格での受注が可能となるよう、最低制限価格制度を積極的に適用するとともに、対象を物品や役務の発注にも拡大すること。併せて、現状、適用することができない地方自治体の物品の発注にも適用できるよう地方自治法施行令の改正を行うこと。

6 少額随意契約制度の積極的な適用

少額随意契約制度は、発注側の事務の効率化に加え、災害時ににおけるライフラインの迅速な復旧や、中小企業・小規模事業者の受注の拡大、地域の雇用確保、経済活性化に有効であることから積極的に適用するとともに、制度の意義を広く周知すること。

また、適用限度額を引き上げること。

7 官公需における新規事業者への配慮

「官公需法等の一部を改正する法律」が施行され、創業10年未満の新規中小企業者へ配慮した国の方針が策定されたことから、引き続き道や市町村においてもこれに準じた取組を積極的に行うこと。

V 商店街対策

商店街は、専門性を持つ異業種の集積として地域の経済や生活に重要な役割を担うとともに、多様な地域コミュニティを支える中核的な基盤組織である。人口減少や高齢化が進む地域において、安定的な商品・サービスの提供はもとより、地域文化の創造・継承、安全・安心で快適な地域社会づくり、にぎわいの創出など地方創生の実現に向け努力を続けている。

国の「新たな商店街政策の在り方検討会」では、かつての商店街に戻すことを考へるのではなく、未来志向の新しい商店街に変わるために分岐点に置かれているとし、まちづくりの観点から基礎自治体、商店街の店主、地権者、住民が覚悟をもって真剣に考えしていくことが必要な時期にきているとの認識が示されていることから、まちづくりの中核組織として発展していくための取組を重点的に推進すること。

1 「育てるまちづくり」への転換

公共性の高いまちづくりの観点から、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現を図るため、公共施設や大手資本による大型商業施設の郊外立地を是正するとともに、大型店が撤退した場合も含めた、地域価値の向上や資産価値の保全などの新たな価値の創造に向けた「育てるまちづくり」へ転換する方策を講じること。

また、過度な負担となっている固定資産税について、税率や課税上限の引下げなど軽減措置を講じること。

2 多様な取組に対応する商店街支援策

公共施設・用地等の活用、空き店舗や老朽化したアーケード、街路灯、ロードヒーティング、防犯カメラなど共同施設の改修・整備、さらに、外国人観光客を含めた交流人口増加に向けた取組やイベント、プレミアム商品券の発行などの商店街が行う多様な事業に対しきめ細かい支援策を講じること。

3 法人格を持った商店街組織に対する措置

法人格を持った商店街組織は、明確な責任体制のもと納税等を含めた社会的責務を果たし、地域において重要な役割を担っているが、昨今の支援施策は任意組織も対象としており、法人組織の解散や法人組織化を阻む状況が生じていることから、法人税など税収増につながる法人組織化の奨励、支援の差別化など、法人組織に対する優遇措置を講じること。

4 組織運営強化に向けた支援

商店街は経営者の高齢化・後継者不足、店舗の老朽化などにより組織が弱体化する状況にありながらも、安定的な商品・サービスの提供やにぎわい創出に積極的に取り組み、安全・安心で快適な地域社会づくりに貢献していることから、この活動を継続・発展させていくため、後継者・担い手・新規起業者の育成や事務局機能の強化に資する人材確保と維持運営に対する支援策を強化すること。

5 地域を守る減災・防災の備えに対する措置

自然災害に備え、来街者の安全確保、避難場所への誘導、帰宅困難者に対する防災支援物資の備蓄など、商店街が主体的に行う減災・防災対策や、施設整備（新設・更新）に対する支援及び被害復旧への支援策を強化すること。

また、BCPの策定については、商店街では個々の商店はもとより、商店街ゾーンとしての取り組みが必要なことから、その支援にも配慮すること。